

延滞金・遅延損害金の割合について

(1)延滞金（公債権）

市税や使用料等の法令により定められているものについては、それに従い計算した額の延滞金を徴収します。それ以外のものについては、泉南市債権管理条例の定めるところにより、次の算定期間及び割合により計算した額の延滞金を徴収します（泉南市債権管理条例第8条）。

- ① 履行期限の翌日から一月を経過する日までの期間 ⇒年 7.3% ※
- ② 上記①の期間の末日の翌日から履行の日までの期間⇒年14.6% ※

※ ただし、当分の間、延滞金の割合については、延滞金特例基準割合(特例基準割合)を用いた特例措置(注)が設けられています。

(参考)延滞金の割合	年7.3%の割合	年14.6%の割合
平成23年4月1日～平成25年12月31日	4.3%	14.6%
平成26年1月1日～平成26年12月31日	2.9%	9.2%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	2.8%	9.1%
平成29年1月1日～平成29年12月31日	2.7%	9.0%
平成30年1月1日～平成30年12月31日	2.6%	8.9%
平成31年1月1日～令和元年12月31日	2.6%	8.9%
令和2年1月1日～令和2年12月31日	2.6%	8.9%
令和3年1月1日～令和3年12月31日	2.5%	8.8%
令和4年1月1日～令和4年12月31日	2.4%	8.7%
令和5年1月1日～令和5年12月31日	2.4%	8.7%
令和6年1月1日～令和6年12月31日	2.4%	8.7%

なお、延滞金の割合は、前年の11月末日までに財務大臣が告示する割合により見直されることから、令和7年1月1日以降の延滞金の割合については、変更される可能性があります。

(2)遅延損害金（私債権）

法令で特別の定めのある場合又は市長が別に要綱等で定める場合のほか、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額につき民法の規定による法定利率の割合で計算した額の遅延損害金を徴収します（泉南市債権管理条例第9条）。

(注)延滞金特例基準割合(特例基準割合)を用いた特例措置

※延滞金特例基準割合(特例基準割合)の定義について

「平成 23 年4月1日から平成 25 年 12 月 31 日まで」と「平成 26 年1月1日から令和 2 年 12 月 31 日まで」、「令和 3 年1月1日以降」では、用いられる延滞金特例基準割合(特例基準割合)の定義が異なります。

○平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日の間

特例基準割合(各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4%の割合を加算した割合)

①履行期限の翌日から 1 ヶ月を経過する日までの期間

⇒各年の特例基準割合が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年中は当該特例基準割合(0.1%未満の端数は切り捨てる)とする。

②上記①の期間の翌日から履行の日までの期間⇒年 14.6%

○平成 26 年1月1日から令和 2 年 12 月 31 日の間

特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第2項の規定により告示された割合に年 1%の割合を加算した割合)

○令和 3 年 1 月 1 日以降

延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第 93 条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年 1%の割合を加算した割合)

① 履行期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間

⇒各年の延滞金特例基準割合(特例基準割合)が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年中は当該延滞金特例基準割合(特例基準割合)に年 1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3%を超える場合には、年 7.3%の割合)とする。

② 上記①の期間の翌日から履行の日までの期間

⇒延滞金特例基準割合(特例基準割合)に年 7.3%の割合を加算した割合とする。